第一項の表六八の項を次のように改める。

68	削除

第一項の表七三の項及び七四の項を次のように改める。

73	削除
74	削除

第二項の表五の項を削る。

第三項の表一一の項を削る。

第四項の表一六の項を次のように改める。

16	削除

三十　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表一一の項中「北緯34度20分35秒東経134度03分48秒」を「北緯34度20分28秒東経134度04分03秒」に改め、同表一四の項中「(43,70)」を「(48,80)」に、「北緯34度20分22秒東経134度03分57秒」を「北緯34度20分28秒東経134度04分04秒」に、「北緯34度15分53秒東経133度58分55秒」を「北緯34度14分53秒東経133度57分48秒」に改める。

三十一　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表五六の項を次のように改める。

56	削除

第一項の表二四二の項を次のように改める。

242	削除

三十二　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇一の項を次のように改める。

101	削除

三十三　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一七の項を次のように改める。

117	削除

三十四　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表八五の項を次のように改める。

85	削除

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８４８８号

東京都渋谷区桜丘町12番５号　桜丘Ｋビル５階

債務者　株式会社Ｏｎｅ

代表者代表取締役　吉田　隆徳

1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　辻　　広司

4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４８９号

東京都渋谷区桜丘町12番５号　桜丘Ｋビル５階

債務者　株式会社シンロン

代表者代表取締役　吉田　隆徳

1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　辻　　広司

4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４９０号

東京都港区海岸１丁目１番１―3810号

債務者　株式会社フォッツ

代表者代表取締役　吉田　隆徳

1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　辻　　広司

4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４９９号

静岡県賀茂郡河津町梨本471番地の１

債務者　有限会社河鹿庵

代表者取締役　貝川　智広

1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　服部　秀一

4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０７号

神奈川県小田原市永塚102番地１

債務者　東海相模運輸株式会社

代表者代表取締役　佐須　保之

1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎

4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０９号

東京都台東区清川２丁目36番12号

債務者　株式会社都堂

代表者代表取締役　佐原　宣行

1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田島　宏樹

4　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部